（登録証の領置）

第十条の十五　国土交通大臣は、法第七十七条の六十三第二項の規定によつて建築基準適合判定資格者に業務を行うことを禁止した場合においては、当該建築基準適合判定資格者に対して、一級登録証又は二級登録証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（処分の公告）

第十条の十五の二　法第七十七条の六十三第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

一～四　（略）

（登録事項）

第十条の十五の五　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十三第一項に規定する登録の消除及び法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十三第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

（略）

（略）								
現住所	〒　　（電話　　）							
勤務先の名称								
勤務先の所在地	〒　　（電話　　）							
（略）								
※審査	登録手数料	住民票照合	合格者名簿照合	欠格審査	名簿登録	登録証発行		
※登録番号		※登録年月日	年　月　日					
（略）								

第五十三号様式（第十条の十関係）（Ａ４）

（略）

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の61の規定により申請します。

（略）

第五十五号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

（略）

下記の者は、　　年　　月　　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の62の規定により届け出ます。

（略）

（登録証の領置）

第十条の十五　国土交通大臣は、法第七十七条の六十三第二項の規定によつて建築基準適合判定資格者に業務を行うことを禁止した場合においては、当該建築基準適合判定資格者に対して、一級登録証又は二級登録証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（処分の公告）

第十条の十五の二　法第七十七条の六十三第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

一～四　（略）

（登録事項）

第十条の十五の五　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十三第一項に規定する登録の消除及び法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十三第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

（略）

（略）										
現住所	〒									
勤務先の名称										
勤務先の所在地	〒									
（略）										
※審査	登録手数料	経由庁	住民票照合	合格者名簿照合	欠格審査	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）	
※登録番号		※登録年月日	年　月　日		※都道府県受付番号					
（略）										

第五十三号様式（第十条の十関係）（Ａ４）

（略）

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の60の規定により申請します。

（略）

第五十五号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

（略）

下記の者は、　　年　　月　　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の61の規定により届け出ます。

（略）